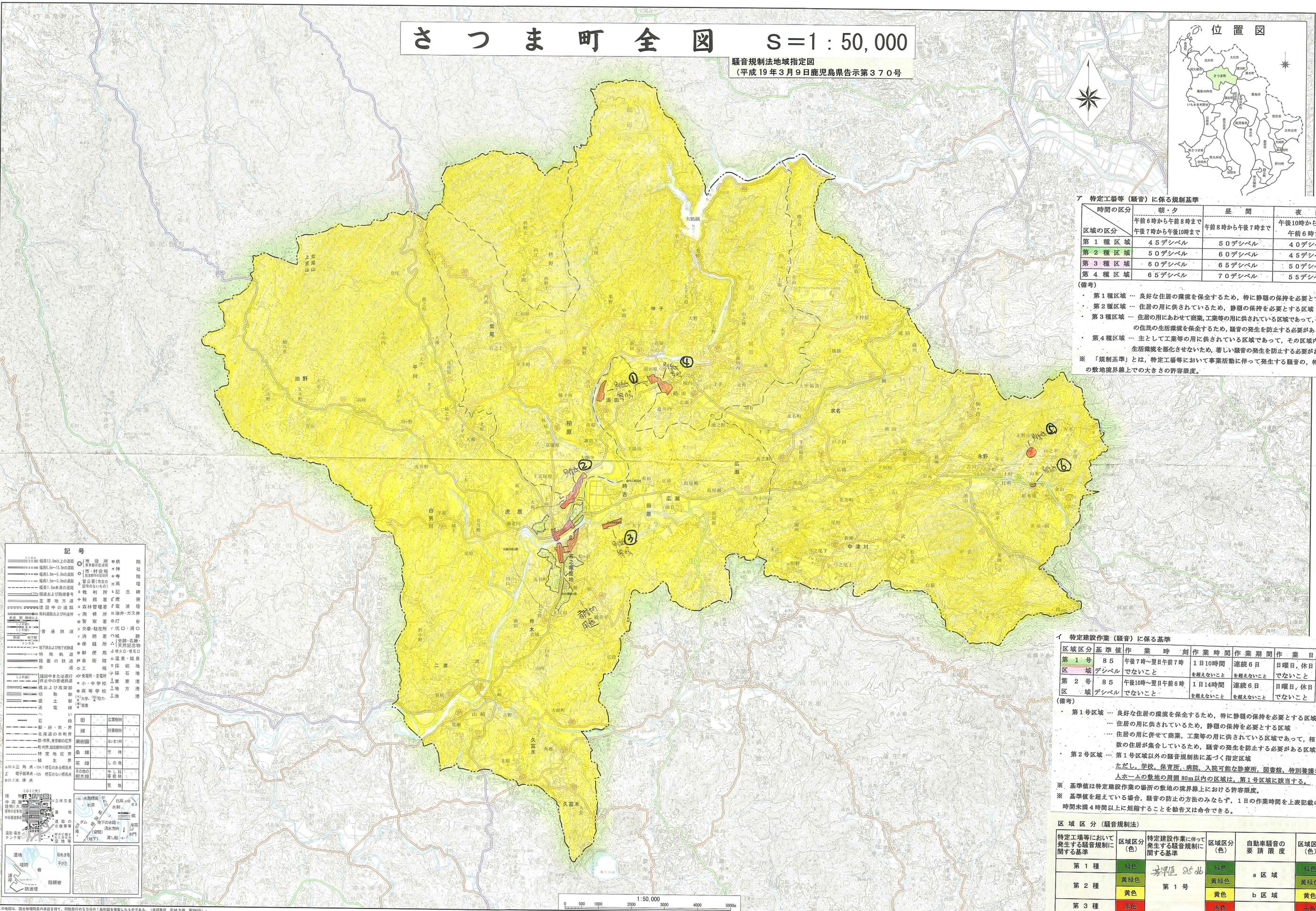


さつま町 全図 S=1:50,000

騒音規制法地域指定図
(平成19年3月9日鹿児島県告示第370号)



ア 特定工場等(騒音)に係る規制基準

時間の区分	朝・夕		昼間		夜間	
	午前6時から午前8時まで	午後7時から午後10時まで	午前8時から午後7時まで	午後10時から翌日の午前6時まで	午前6時まで	午後10時まで
第1種区域	45デシベル	50デシベル	50デシベル	40デシベル	40デシベル	40デシベル
第2種区域	50デシベル	60デシベル	60デシベル	45デシベル	45デシベル	45デシベル
第3種区域	60デシベル	65デシベル	65デシベル	50デシベル	50デシベル	50デシベル
第4種区域	65デシベル	70デシベル	70デシベル	55デシベル	55デシベル	55デシベル

(備考)
 ・第1種区域…良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
 ・第2種区域…住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 ・第3種区域…住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
 ・第4種区域…主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域
 ※「規制基準」とは、特定工場等において事業活動に伴って発生する騒音の、特定工場等の敷地境界線上での大きさの許容限度。

記号

○	第一種市街地	○	第一種市街地	○	第一種市街地
○	第二種市街地	○	第二種市街地	○	第二種市街地
○	第三種市街地	○	第三種市街地	○	第三種市街地
○	第四種市街地	○	第四種市街地	○	第四種市街地
○	第五種市街地	○	第五種市街地	○	第五種市街地
○	第六種市街地	○	第六種市街地	○	第六種市街地
○	第七種市街地	○	第七種市街地	○	第七種市街地
○	第八種市街地	○	第八種市街地	○	第八種市街地
○	第九種市街地	○	第九種市街地	○	第九種市街地
○	第十種市街地	○	第十種市街地	○	第十種市街地

イ 特定建設作業(騒音)に係る基準

区域区分	基準値	作業時刻	作業時間	作業期間	作業日
第1号区域	85デシベル	午後7時～翌日午前7時	1日10時間	連続6日	日曜日、休日
第2号区域	85デシベル	午後10時～翌日午前6時	1日14時間	連続6日	日曜日、休日

(備考)
 ・第1号区域…良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
 ・第2号区域…第1号区域以外の騒音規制法に基づく指定区域
 ※ 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線上における許容限度。
 ※ 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1日の作業時間を上表記載の時間未満4時間以上に短縮することを報告又は命令できる。

区域区分(騒音規制法)

特定工場等において発生する騒音規制に関する基準	区域区分(色)	特定建設作業に伴って発生する騒音規制に関する基準	区域区分(色)	自動車騒音の要請限度	区域区分(色)
第1種	緑色	基準値 85db	緑色	a区域	緑色
第2種	黄緑色		黄緑色	b区域	黄緑色
第3種	黄色	第1号	黄色	c区域	黄色
第4種	赤色	第2号	赤色		赤色



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 甲16大規、第302号)